

第57回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 平成25年1月22日(火) 午前10時から午前10時50分まで

II 場 所 : 宮城県行政庁舎 特別会議室(4階)

III 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 宮城県土地利用基本計画図の変更(案)について
- (2) 復興整備計画による変更の特例の適用状況について
- (3) 東日本大震災を踏まえた土地利用計画の見直しの方向性(案)について
- (4) その他

4 閉 会

(資料)

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ① 宮城県土地利用基本計画図の変更(案) | (資料1) |
| ② 変更位置図及び区域図 | (資料1 別紙) |
| ③ 復興整備計画による変更の特例の適用状況 | (資料2) |
| ④ 変更地域別概要及び変更区域図 | (資料2 別紙1) |
| ⑤ 土地利用構想図 | (資料2 別紙2) |
| ⑥ 東日本大震災を踏まえた土地利用計画の見直しの方向性(案) | (資料3) |

IV 出席者名

1. 委員（13名中12名出席）

氏名	職名	出欠
稲村 肇	東北工業大学教授	出
奥村 誠	東北大学教授	出
山本 和恵	東北文化学園大学准教授	出
渡邊 祥音	J Aみやぎ女性組織協議会顧問	出
鈴木 登	宮城県森林組合連合会代表理事専務	出
相澤 きよの	宮城県商工会女性部連合会副会長	出
高橋 厚子	宮城県援護寮所長	出
青田 令子	(社) 宮城県不動産鑑定士協会理事	出
井口 経明	市長会副会長 (岩沼市長)	欠
齋藤 邦男	町村会副会長 (亶理町長)	出
岩谷 芳江	消費生活コンサルタント	出
渡辺 能久	宮城県青年会議所副会長	出
大友 富子	宮城県地域婦人団体連絡協議会監事	出

2. 事務局（8名）

氏 名	職 名	備考
伊 藤 和 彦	震災復興・企画部長	
後 藤 康 宏	震災復興・企画部次長	
熊 谷 良 哉	地域復興支援課長	
田 村 賢 治	地域復興支援課課長補佐（総括担当）	
三 神 邦 彦	地域復興支援課課長補佐（土地対策班長）	
柳 谷 憲 治	地域復興支援課主任主査	
今 野 弘 明	地域復興支援課技師	
服 部 航 太	地域復興支援課主事	

V 会議の概要

1. 午前10時、司会の田村地域復興支援課課長補佐（総括担当）が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。（定足数7名以上出席）
2. 伊藤震災復興・企画部長のあいさつの後、稲村会長が国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、議長となって議事に入った。
3. 議事について、熊谷地域復興支援課長が説明を行った後、審議が行われ、審議案件、協議案件ともに案のとおり承認され、審議会を終了した。

VI 会議運営に関する報告・確認事項等

1. 定足数の報告
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数（7名）を満たし、有効に成立していることを報告した。
2. 審議の公開・非公開の確認
議事の公開を確認した。
3. 議事録署名委員の指名
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「鈴木登委員」「渡邊祥音委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

Ⅶ 議事録（発言要旨）

稲村会長	議事（１）の宮城県土地利用基本計画図の変更（案）について、事務局から説明願う。
熊谷課長	資料１，資料１別紙を説明
稲村会長	資料１の「２ 変更地域別概要」について、整理番号４－１の白石農業地域の拡大は自然公園地域と区域が重複している。自然公園地域に農業地域が拡大していくことはよくあることなのか。
熊谷課長	この場合は既に現況が農地になっていることを追認するような形になっている。
稲村会長	用途からすればごく妥当だと思うが、自然公園地域との重複はどうなのかと思う。特にそれは問題ないか。
熊谷課長	この地域は蔵王高原県立自然公園の普通地域であり、区域内での行為等については届出で済むので問題はない。
稲村会長	他に意見はないか。 (意見なし)
稲村会長	なければ、本案については、案のとおり異議なしと認め答申することに決定する。なお、答申の文案については、会長一任でよろしいか。 (異議なし)
稲村会長	次に議事（２）復興整備計画による変更の特例の適用状況について、事務局より説明願う。
熊谷課長	資料２，資料２別紙１・２を説明
稲村会長	確認となるが、国土利用計画審議会は土地利用基本計画の変更を審議するものであるが、ここで本来審議すべき事項でも、復興特区法の対象区域においては、私も参加している復興整備計画協議会で都市計画決定や農地転用などと一括で協議され、その結果がここで報告されたということで良いか。 また、今後もそういうものが出てくるということだが、ここではその内容を審議するのではなく、事後に報告されるということで良いか。
熊谷課長	良い。
奥村委員	表１と表２の違いは何か。

熊谷課長	<p>表1は表2の左側の部分に該当している。表2は右側に事業の進捗状況を示しており、今後も計画の変更が予定されていることを示している。</p> <p>表1と表2とで変更面積が違うのは、事業計画の同意があった後に、詳しく測量などを行い、それから森林地域の減少などの手続きに入っていくことになるため、現状では段階に差があるということである。</p>
奥村委員	<p>資料2の特例のフロー図には概略しか書かれていないが、復興整備計画の公表という段階と法的効力が生じるという段階の間には、詳細な面積の確定作業が入るといふことか。</p>
熊谷課長	<p>農地転用許可については2回手続きをするような形になり、1回目は大きくこの区域を減少するという御同意をいただいて、その後に測量や地権者との交渉が始まって、確定した段階で改めて公表して、効力を発揮するということになる。</p>
稲村会長	<p>表1の東松島市で、森林地域の縮小の合計61ヘクタールが、表2の61.9ヘクタールと同じということが良いか。</p> <p>女川町でも表1では39ヘクタールとなっているが、実際は38.5ヘクタールということが良いか。</p>
熊谷課長	<p>良い。表1の変更内容の面積については、小数点を丸めて表記している。</p> <p>表1と表2の違いの部分で、農地は転用許可の計画を諮っているが、区域の網を外すところまでは手続きが至っていないので、表1には入っていない。次年度以降に、土地利用基本計画の変更の中に、農業地域の変更が正式に入ってくる。</p>
田村総括	<p>補足すると、これまでの協議会では農地法に基づく農地転用許可を決定していて、既に法的効力がある状態となっているが、土地利用基本計画の変更はその後に測量などが必要となることから、来年度の復興整備協議会で協議することになるため、農地転用許可の決定との間に時間差が生じることになる。</p> <p>土地利用基本計画の変更は、今後の復興整備協議会の中で各市町によって諮られることになる。</p>
奥村委員	<p>それはどうして同時にできないのか。ワンストップになっていないのではないか。ワンストップのための制度を作ったのではないか。</p>
田村総括	<p>まず、農地転用や防災集団移転促進事業計画についての協議を、関係する国土交通省、農林水産省など様々な機関が入って、ワンストップで実施する。そこに土地利用計画の変更も実施するとすると、膨大な事務作業が生じることになり、計画を着実に進めていくということが困難になるため、2段階方式になっている。</p>

奥村委員	農地転用は先に決まっているということで良いか。
田村総括	農地転用だけではなく、開発許可や国交省所管の防集事業なども先に決まってくる。
鈴木委員	復興整備計画と復興整備協議会は、市町村毎に作成・実施しているというとか。
熊谷課長	そのとおりである。県と市町村が一緒になって、市町村毎に作成・実施している。
鈴木委員	なぜ県も一緒に協議会を実施するのか。
熊谷課長	個別に実施すると、関係する国土交通省や農林水産省の方にその都度参集していただくのが大変になるので、県庁で原則月1回開催して、出席者は変わらずに市町村の方が時間帯によって変わる形で協議案件を諮っている。
鈴木委員	市町村毎に復興整備計画が立てられているということで良いか。
熊谷課長	良い。
稲村会長	他に質問はないか。 (質問なし)
稲村会長	それでは次に、議事(3)の東日本大震災を踏まえた土地利用計画の見直しの方向性(案)について、事務局から説明願う。
熊谷課長	資料3を説明
熊谷課長	ここまで、東日本大震災を踏まえた土地利用計画の見直しの方向性(案)について説明したが、具体的には「宮城県国土利用計画(第5次)」の変更は平成26年度末、「宮城県土地利用計画書」の変更は平成27年度末を一つの目安として鋭意作業を進めていくので、今後とも御指導・御協力をお願いしたい。
稲村会長	何か意見はないか。
奥村委員	別なところで得た情報だが、例えば県南の海岸部で震災前は陸地であったところが沈下し、従前のような土地利用自体がすぐには回復するのが困難な区域があると思うが、そのような場所は土地利用の対象となる面積から減らすという考え方はあるのか。 今まで作ってきた計画は、トータルの県土面積は基本的には変わらず、埋め立てたら増えるというような中で、その中を利用区分別にどう配分するかとい

	う考え方でできていると思うが、土地利用の対象となる全体面積の見直しは必要ないのか。また、それを考えなくて良いのかをお伺いしたい。
熊谷課長	<p>基本的には土地の有効利用を考えなければならないので、県土面積から減少させるということは基本的には考えていない。</p> <p>護岸工事を鋭意進めており、その内側の部分での土地利用ということになると思うので、面積を減少させるという考えは県としては持っていない。</p>
稲村会長	沈下して水面になっているところは、護岸で復旧するのか。
熊谷課長	それについては、例えば長面などで検討しているところではあるが、基本的には護岸等を整備して、その中を排水し、または嵩上げをするという対応を実施していく計画となっている。
稲村会長	実際70cm程度沈下しているところでは厳しいと思う。それが本当に復旧するのかということに疑問はあるが、市町村では復興計画に基づいて事業を実施していくということで良いか。
熊谷課長	良い。県土面積は、資料1の「変更の概要」の注釈に「国土地理院公表の県土面積」とされている。この国土地理院の面積の捉え方と現況の数字は異なるかもしれないが、今の考えでは護岸改修などの整備をして、今後とも利用を図っていくということになる。
稲村会長	了解した。他に質問はないか。 (質問なし)
稲村会長	本案については、異議ない旨回答してよろしいか。 (異議なし)
稲村会長	それでは、本案については、案のとおり異議なしと認め回答することに決定する。なお、回答の文案については、会長一任でよろしいか。 (異議なし)
稲村会長	以上で予定していた議事の審議は終了したが、その他として事務局や委員から何かあるか。 (意見なし)
稲村会長	以上で本日の議事を終了する。